

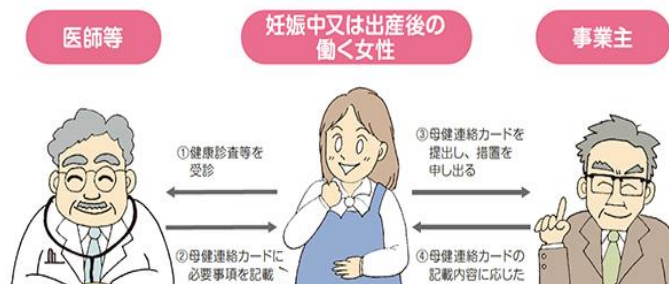
新型コロナウイルス感染症  
に関する母性健康管理措置  
休業取得支援助成金の活用

福井労働局 雇用環境・均等室

# 母性健康管理措置とは

妊娠中又は出産後の女性労働者に関する事業主の義務として、健康診査受診のための時間の確保、医師等の指導事項に従った業務軽減措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）の実施を行うこと。

業務軽減措置の実施に当たっては、医師等の指導を的確に事業主に伝えることができるように、厚生労働省が作成している「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を推奨しています。



The image shows two examples of the 'Maternal Health Management Guidance Item Contact Card' (母性健康管理指導事項連絡カード). The left form is a blank template with various fields for recording information such as the worker's name, date, and specific guidance items. The right form is a completed example, showing how the card is filled out with specific details and signatures.

## 本助成金の趣旨

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が対象期間令和2年5月7日～令和3年1月31日として制定されております。妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から休業等の指導を受け、その旨の申出がなされた場合、事業主は必要な措置を講じなければなりません。その措置として休業が必要とされた当該女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度です。

## 支給の要件

- 1 令和2年5月7日から同年12月31日までの間に
  - ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
  - ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知し、
- 2 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に
  - ③当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

## 助成額

- 1 対象労働者1人当たり有給休暇計5日以上20日未満:25万円  
以降20日ごとに15万円加算(上限額:100万円)

5~19日	25万円
20~39日	40万円
40~59日	55万円
60~79日	70万円
80~99日	85万円
100日以上	100万円

※申請はまとめてでも、複数回に分けてでも手続きできます。分けて手続きする場合で、同一労働者の2回目以降については、1回目からの休暇日数を累積した区分の金額から前回までの支給額計を差し引くことになります。

<例>

1回目:10日 25万円支給

2回目:20日(累積30日)

40万円-25万円=15万円支給

3回目:22日(累積52日)

55万円-40万円=15万円支給

- 2 1事業所当たり20人まで支給

# 申請に必要な主な書類

- ① 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母健措置による休暇取得支援コース)支給申請書(様式第1号:続紙 労働者一覧及び申立書・注意事項含む)<sup>(注)</sup>
- ② 母性健康管理指導事項連絡カード  
※ 母性健康管理指導事項連絡カードがない場合は下記(1)及び(2)
  - (1)母性健康管理指導事項連絡確認書(様式第2号)
  - (2)母子手帳の表紙(氏名、交付日が分かるもの)
- ③ 休暇簿・出勤簿・タイムカード等
- ④ 就業規則等
- ⑤ 制度の周知資料
- ⑥ 賃金台帳
- ⑦ 労働条件通知書・勤務シフト表・企業カレンダー等
- ⑧ 通帳の写し等

(注)①の様式は「雇用保険被保険者分」のもので(両立支援等助成金のコースの一部)。

「雇用保険被保険者以外分」は『新型コロナウイルス感染症に関する母健措置による休暇取得支援助成金 支給申請書(様式第1号:続紙含む)』という別様式となります。

この他、必要に応じて追加の資料提出を求める場合があります。なお、2回目以降の申請の際には④、⑤、⑧(変更ない場合に限る)は省略できます。

## 申請窓口と手続き概要

申請窓口：福井労働局 雇用環境・均等室(0776-22-0221)

福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階

申請期限：令和3年2月28日

※1月31日までの休暇について2月末までに申請となるため、支払いがギリギリになるなど賃金台帳等が申請期限まで準備できず、添付できない場合には、準備できた資料のみの添付で申請し、後日他の書類を提出してください。(ただし、3月末までに支給する必要があるため、3月中旬までに提出が必要です。)

### 申請に関する情報

交付要綱・交付要領 各種様式 記載例(厚生労働省ホームページ)

〔※トップページより「コロナ 母健 助成金」と検索〕